

平成20年3月25日

**地域公共交通総合連携計画 九州管内第1号！！
～「古賀市地域公共交通総合連携計画」の提出～**

今般、古賀市より、国土交通大臣等あてに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域公共交通活性化・再生法（ 1 ）」という。）に基づく「地域公共交通総合連携計画」（別紙参照）の提出がありましたので、お知らせします。

同計画の提出については、九州運輸局管内では、第1号の事例になります。

また、同市は、今月28日までに、国の支援制度を活用すべく、同計画に基づく「地域公共交通活性化・再生総合事業（ 2 ）」計画認定の申請を行う予定です。

（ 参考 ）

1 . 地域公共交通活性化・再生法について（別添参照）

地域の公共交通を巡る厳しい状況を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成、地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例等について定めており、昨年10月1日に施行されました。

2 . 地域公共交通活性化・再生総合事業（別添参照）

国土交通省では、平成20年度に、地域公共交通活性化・再生法を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度の創設を予定しております。

【添付資料】

- ・古賀市地域公共交通総合連携計画の概要
- ・地域公共交通活性化法（ポンチ絵）
- ・地域公共交通活性化・再生総合事業（ポンチ絵）

< 問い合わせ先 >

九州運輸局 企画観光部 交通企画課

担当 大塚、須藤

電話 092 - 472 - 2315

古賀市地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成20年2月 8日 作成

平成20年3月19日 公表

2. 古賀市地域公共交通総合連携計画の区域

古賀市全域

3. 古賀市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

(1) 優先して取り組む事項

平成19年3月をもって一部廃線となった西鉄宮地岳線の代替交通の確保が急務であるという認識のもと、直接的に影響をうける地域（古賀西小学校校区、花見小学校校区）の交通利便性の確保対策として、ミニバス（乗合タクシー）の実証実験を優先して取り組む。

(2) 長期的視点で取り組む事項

古賀市全域の公共交通のあり方の研究を長期的視点で行い、市内公共交通空白地域の解消に取り組む。

4. 古賀市地域公共交通総合連携計画の目標

(1) 市民意見の反映

古賀市公共交通協議会等を通じて、市民の意見などを聞きながら、市民ニーズに即した公共交通のあり方を研究する。

(2) 関係機関との緊密な連携

総合的な交通ネットワークを模索するため、自動車運送事業者をはじめ、国・県・近隣自治体などとの情報交換や緊密な連携を図る。

(3) 公共交通空白地域の解消

市民の交通利便性の向上のため、市内公共交通空白地域の解消を図る。

(4) 費用対効果等の検証

古賀市の身の丈にあった最も効果的・効率的な地域公共交通のあり方を模索するため、費用対効果などについて検証・精査を行う。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

(1) 古賀西小学校校区及び花見小学校校区におけるミニバス（乗合タクシー）の運行（実施主体：古賀市）

- (2) 古賀市全域の公共交通のあり方の研究
(実施主体：古賀市公共交通協議会)
- (3) 市内公共交通空白地域の解消対策
(実施主体：古賀市)

6. 計画期間

平成20年度～平成22年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

有

- (1) 設立年月日 平成20年2月8日
- (2) 名称 古賀市公共交通協議会

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

平成20年2月8日 古賀市公共交通協議会で協議・承認

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- (1) 地域住民の意見を聴くため以下の地域から、区長が委員として参画
 - 古賀西校区
 - 1) 鹿部区 2) 古賀北区 3) 日吉台区 4) 中川区
 - 花見校区
 - 1) 花見東1区 2) 花見東2区 3) 北花見区
- (2) 児童の利用を促進するため以下の小学校から、教諭が委員として参画
 - 古賀西小学校
 - 花見小学校

10. その他

国への支援制度(地域公共交通活性化・再生総合事業)の活用を想定

- ・バス車両の購入補助
- ・バス停等の設置補助
- ・ミニバス(乗合タクシー)の実証運行

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

- 主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援 -

平成19年5月25日公布
平成19年10月1日施行

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣（国土交通大臣・総務大臣）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施

協議会

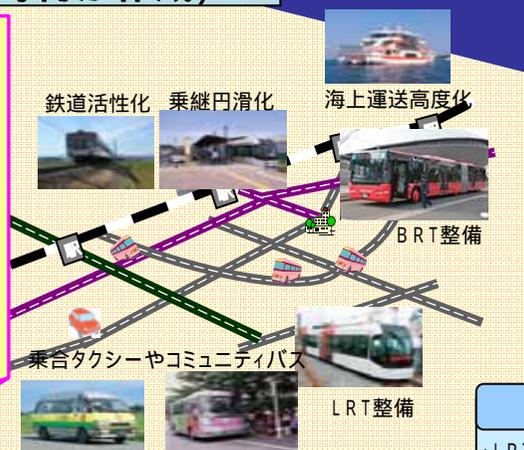
市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等

鉄道、軌道、バス、
タクシー、旅客船等

- 協議会の参加要請応諾義務（*公安委員会、住民は除く）
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- 協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通総合連携計画（市町村が作成）

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通の1つまたは複数の課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



- #### 予算等
- 計画策定経費支援
 - 関係予算を可能な限り重点配分、配慮
 - 地方債の配慮
 - 情報、ノウハウの提供
 - 人材育成 等

国による総合的支援

- #### 法律上の特例措置
- LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
 - LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
 - 鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
 - 関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

「地域」の広さは、市町村域全体または一部、複数の市町村にまたがるもの、どれでも可。取り扱う輸送モードは、1つまたは複数どちらでも可。

連携計画に定めた地域公共交通特定事業〔LRTの整備・BRTの整備、オムニバスタウンの推進・海上運送サービスの改善・乗継の改善・地方鉄道の再生〕の実施計画（交通事業者が認定等の申請）

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV（デュアルモードビークル）

軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS（インテリジェントマルチモードトランジット）

磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT (Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT (Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額
3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

うち協議会が実施する事業

地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例)
- 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
 - 鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行
 - 旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航 等
 - 車両関連施設整備等
 - バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合環境整備、デマンドシステムの導入 等
 - スクールバス、福祉バス等の活用
 - 乗継円滑化等
 - 公共交通の利用促進活動
 - 乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設置・運営 等
 - レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
 - 新地域旅客運送事業の導入円滑化
 - その他地域の創意工夫による事業



- 協議会の参加要請応諾義務
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- 協議会参加者の協議結果の尊重義務

策定支援

取組支援

新支援制度による支援

< 補助率等 >

「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費
定額

総合事業計画に定める事業に要する経費

・実証運行(運航) 1/2

・実証運行(運航)以外の事業 1/2 ()
()政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

< 制度の特徴 >

【計画的取組の実現】

- 計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能

【協議会の裁量確保】

- 事業をパッケージで一括支援
- メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施

【地域の実情に応じた支援の実現】

- 地域の実情に応じた協調負担の実現

【事業評価の徹底】

- 成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保